

総合型地域スポーツクラブ推進事業におけるレクリエーション概念の適用 —M市における試みについて—

高橋 伸（国際基督教大学）

キーワード： 総合型地域スポーツクラブ、生涯スポーツ、行政施策

1. はじめに

市民自ら楽しむためのスポーツ活動は、社会体育が注目されるようになり市民スポーツ、コミュニティ・スポーツ、そして生涯スポーツとして数十年の歴史を経て定着してきた。その振興と発展においては国をはじめとする行政の施策によるところが大きく、活動の機会、施設利用、財源など多方面においてその事業に負うところが多い。しかしながら平成7年度(1995年)、文部省(現文部科学省)は「総合型地域スポーツクラブ(以後総地SC)育成モデル事業」を開始し、新しい時代の生涯スポーツ政策として打ち出した。これは従来の単一種目クラブ型から、地域を基盤とした多様目、多世代、そして受益者負担を基本とした自主運営という今までにない新しい形態である。しかし新しいがゆえにその情報や具体例が少なく、それぞれのクラブは運営方針、経営方法、プログラム内容等について様々な模索や試行を繰り返し歩み始めているのが現状である。

本来スポーツ活動は自らの活動欲求による自己目的的活動でありその結果として自律的となる。このことは社会体育の推進当初においてもその根幹をなしていた。しかし市民スポーツの振興は主に行政主導で行われてきたために、その事業における目的や目標が示され、結果として「健康」や「豊かさ」または「教育」における目的達成のための手段としての位置づけが強くなってしまったことは否めない。このことを海老原は「スポーツ手段化の呪縛」(2000)と称している。今後、総地SCクラブを推進してゆく際にこの呪縛を解く又はとらわれないために、スポーツ活動を人間の本性に発する遊びとしての自己目的的活動とし、社会における文化活動としての価値観を確立してゆくレクリエーション概念とその活動内容の導入が要点となろう。

今回の研究対象であるM市は全国に先駆けて昭和40年代に市民スポーツ政策を打ち出し、各種競技スポーツ活動をはじめ自主グループ活動が盛んに行われており市民スポーツに対する意識も高い。こうした中、新たに総地SCの導入が検討され、スポーツ振興審議会への諮問・答申、「第3次M市基本計画」を経て、総合型地域スポーツクラブ推進事業検討委員会により具体的設置の検討に入り、そのひとつの成果として市内西地区(4町区)において総地SCを念頭においた具体的取り組みが始まった。これらの推進事業においても当初行政主導でおこなわれたが、新しい形の事業であり真の意味での市民自らの活動とするために、レクリエーションの考え方、及びその活動指針を行政の施策と相応させ修正をしながらその適用を試みた。本報告はその経過と内容を述べるとともに今後の生涯スポーツ、そしてレクリエーション運動発展に資することがねらいである。

2. M市の概略

M市は人口約17万人(平成15年4月現在)。東京都のほぼ中央に位置し都心から約18kmの郊外住宅地である。スポーツ行政では全国に先駆けいち早く市民スポーツの普及に着手した。昭和40年代には体指と体協が行政と共に協力して各種スポーツ教室を実施し、その参加者から自主グループをつくるという方法で急速にスポーツ愛好家を増やしていった。50年代に入ると「コミュニティ構想」のもとコミュニティセンターの施設を中心としてコミュニティ活動の推進がなされた。その他ニュースポーツの普及と指導者養成、スポーツ振興課の設置など現在でもスポーツ行政に力を入れている。しかしながら、自主グループのマンネリ化や施設使用の既得権の問題。単一種目型のクラブのみを対象

にした市の施設使用や財政支援など、総地 SC 推進に向けての課題も見受けられる。

3、総地 SC 推進における適用

1) スポーツ振興審議会答申

平成 11 年 11 月、教育長より「地域スポーツの振興策について」の諮問があり、諮問内容に「総地 SC の実現に向けた方策」が上げられた。この検討に当たっては既存市民スポーツの活性化、及び新しい時代対応への促進方策として総地 SC の設置の推進を提案し、合わせて個人のレクリエーション活動として捉えるために、推進事業を行う際の方針策定の指針として以下の 4 項目を挙げた。

- ① 「自らが楽しむ、共に楽しむ」ための新しいスポーツ観の創造
- ② 「生活の質を高める」ための新しいライフスタイルの創造
- ③ 「子どもを育て、自分も育つ」共に生きる場の創造
- ④ 「自分達のことは自分達で行う」という自主自立精神の創造

これらを含めた答申は平成 13 年 5 月になされ、これに呼応した形で同年 9 月に発表された「第 3 次 M 市基本計画、平成 13 年度～22 年度」にも市民スポーツ活動の推進策として総地 SC の設置が掲げられた。

2) 総合型地域スポーツクラブ推進事業検討委員会

「第 3 次 M 市基本計画」を受けて、平成 14 年 9 月に総地 SC 推進事業検討委員会が設けられ、スポーツ振興課と共にモデルクラブ設立へ向けての具体的な検討へと進められた。しかしながら自主自立・自己目的的活動が根幹をなす総地 SC が、行政主導のモデルクラブ設立というトップダウン形式で行うことに疑問を感じ、市内の現状に合わせた方策の検討を行うよう委員会方針の転換を提言すると共に、レクリエーション活動としての視点の必要性を説き理解を求めた。

3) M 市西部地区地域クラブ推進協働連合 (M ウエスト)

M 市西部地区は市内でも比較的閑静な新興住宅地域で、スポーツ活動をはじめとした市民活動も将来性のある地域である。さらにこの地域には子ども対象のスポーツプログラムの展開を希望している体育指導委員 OG、サッカー教室を中心とした NPO を目指す団体、リーダーシップのある体育指導委員の存在があり、新たな総地 SC 設立を念頭に置いた施策の展開の素地があった。平成 15 年 5 月に行政の働きかけで関係者の顔合せを行い、地域を基盤としてお互いが協力・協働して活動を行ってゆくことが確認され、「西部地区地域クラブ推進協働連合」としてレクリエーションのコンセプトを機軸とした組織体を立ち上げた。この立ち上げに際してその趣意書には、

「M 市西部地区住民が心身共に潤いのある豊かな生活を送ることができるように、スポーツ・文化活動などの余暇活動（レクリエーション活動）を通して、生活の質（QOL / Quality Of Life）を高める活動を展開・推進（後略）」

と明記し、レクリエーション活動として進める方向性とその意義を明確にした。尚この組織化について行政側は主に調整役として関わっている。

4、むすび

本報告の適用における試みは未だ初動段階であり関係者においても「レクリエーション」の理解が充分とはいえない。しかし市の方針が総地 SC 設立という形にとらわれず、各地域の状況、関係者の希望や意向等を考慮して柔軟に対応してゆく方向になってきており、活動についてもスポーツにとらわれず文化活動など総合的に捉える気運が出てきている。素地は醸成されてきていると思われる。